

富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、本市が掲げる「稼げる農業」の実現を目指すため、スマート農業のモデル地区である「水橋地区」において、農業者が高収益作物の栽培に取り組むため、アタッチメント等を購入することに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業 ICTなどの技術を活用し、効率化や省力化を実現する農業をいう。
- (2) アタッチメント等 スマート農業に適応したGPS付きのトラクタ等に装着する外部装置をいう。
- (3) 高収益作物 サツマイモ、ニンジン、タマネギ、加工用トマト、キャベツ等、主食用米よりも面積あたりの収益性の高い作物のことをいい、富山県における「水橋地区」の推進品目をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (3) 「JAなのはな水橋地区野菜生産協議会」の会員であること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) スマート農業による高収益作物栽培の普及事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 「J Aなのはな水橋地区野菜生産協議会」の構成員名簿
- (3) 導入するアタッチメント等の見積書、カタログ
- (4) 収支予算書（様式第3号）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第10条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日以内に富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) アタッチメント等導入費用を支払ったことのわかる書類

（補助金等の額の確定）

第12条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施報告）

第13条 補助事業者は、事業完了の翌年度から3年間、毎年3月31日までに富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金事業実施報告書（様式第12号）に出荷証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し

たときは、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金取消決定通知書（様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金返還命令書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加額が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市スマート農業・高収益作物栽培普及モデル事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（廃止期日）

第2条 この要綱は、令和13年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象 経費	内容	補助要件	補助率	補助上限額
備品 購入費	アタッチメン ト等導入費用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高収益作物（富山県における「水橋地区」の推進品目）を栽培すること。 2. 高収益作物の栽培面積を1ha以上拡大すること。 3. 出荷数量の目標値達成を目指すこと。（目標値は県が設定する基準とし、基準がない作物の場合は関係機関と協議し設定する。） 4. 本事業で導入したアタッチメント等を使用した普及活動を行うこと。 	購入費の 3/10 （千円未満 切り捨て）	100万円